

岡崎市行財政改革大綱

令和 3 年 4 月

岡 崎 市

- 目 次 -

1	はじめに	1
2	大綱の位置付け	2
3	10年後の目指す姿	2
4	改革の視点	4
5	改革の4つの戦略	4
	(1) 多様な主体との連携	
	(2) 先進技術の駆使	
	(3) 先を見た選択とシュリンク（縮減）	
	(4) Smart & Slim な人材の育成	
6	改革の進め方	6
	(1) 計画期間	
	(2) 推進方法	
	(3) 推進体制	

1 はじめに

－ 策定の背景 －

近年、地域社会の持続可能性を高めるため、地方公共団体は地域経営の主体として、住民等とともに、地域における変化・課題を見通し、めざす将来都市像に向けたビジョンを共有することが重要となってきました。その中で、地方公共団体は限りある経営資源（ヒト・カネ・モノ・時間等）を長期的に見通す必要性が求められ、現状の取組みに対して、その地域のおかれた状況と地域住民のニーズ、そしてこれから起こりうる様々な地方公共団体を取り巻く社会情勢等に目を向けながら、将来都市像から逆算して、効果的・効率的な経営資源の配分を考えていかななくてはなりません。

本市では、これまで行財政の効果的かつ合理的運営、市民サービスの向上を図るため、昭和 60 年 9 月から 7 度にわたり行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、定員及び給与の適正化などに取り組むとともに、利便性の高い市民サービスの向上にも積極的に取り組んできました。

また、平成 27 年度から令和 2 年度を計画期間とする前行財政改革大綱においては、

- (1) 開かれた市政の推進
- (2) 成果を重視した行政経営の推進
- (3) 効率的な執行体制と職員力の向上
- (4) 健全な財政運営の推進
- (5) 広域行政の推進

の 5 つの柱に基づき、幅広い取組みを進めた結果、着実な成長と堅実な行財政運営を実現することができました。

－ 新しい大綱への思い －

この度、本市のまちづくりの長期的な新たな指針である岡崎市総合政策指針が、令和 3 年度からスタートします。

これに合わせ、目まぐるしい時代の変化に柔軟に対応し、若手から管理職まで職員が一丸となって取り組む行財政改革の指針となるべく、シンプルで分かりやすい新たな行財政改革大綱を策定しました。

2 大綱の位置付け

令和3年度からスタートする岡崎市総合政策指針においては、30年後（令和32年度・西暦2050年）における将来都市像として「**一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市※¹ おかざき**」を掲げています。

また、将来都市像を実現するための、今後10年間の各分野における取組みの方向性の一つとして「**スマートでスリムな行政運営の確立**」を掲げています。

本大綱は、岡崎市総合政策指針に基づき、今後10年間で「**スマート※² でスリム※³ な行政運営の確立**」を実現するための、基本的な「戦略」を示します。

また、本市の全ての行政活動は、この戦略を踏まえた上で展開するとともに、本市の全ての職員は、この戦略を踏まえた上で業務を遂行します。

※1 中枢・中核都市：日本の地方公共団体のうち、東京圏以外の地域の経済や住民生活を支える拠点となる市。

※2 スマート：頭が良い、賢い、手際が良い、洗練されている、先進技術を使いこなしている様子のこと。

※3 スリム：無駄がない様子のこと。

3 10年後の目指す姿

－ 10年後の本市を取り巻く社会経済情勢の想定 －

10年後に実現を目指す「**スマートでスリムな行政運営**」が確立された状態を定義するに当たっては、10年後の本市を取り巻く社会経済情勢を想定することが必要です。

変化が激しい今の時代、10年後のことを正確に予測することは困難ですが、昨今の社会経済情勢を踏まえ、以下の前提に立って10年後を想定します。

- (1) 社会保障経費等が増加する一方、市税等収入が右肩上がりになることは考えにくい。
- (2) 全国的な労働力不足により、職員が足らなくなることも覚悟しなくてはならない。
- (3) AI※⁴を始めとした先進技術がますます進化・普及し当たり前の技術になっている。
- (4) 行政への市民ニーズはますます高度化、複雑化、細分化し、一律的な対応ではなく、オンデマンドな対応が求められる。
- (5) 官と民、自治体と自治体の役割分担などにおいて、ますますボーダレス化が進んでいる。

※4 AI：artificial intelligence、人工知能

－ スマートでスリムな行政運営の定義 －

市民の皆様の豊かで幸せな暮らしを支え、守るためには、福祉・教育・防災・まちづくりなど、様々な施策を推進していく必要があります。

しかし、先の前提に立って 10 年後を想像すると、何ら策を施さなかった場合、各施策の推進に必要なヒト・モノ・カネ・時間といった経営資源が足らなくなることが予想されます。

そこで、そうならないための打開策が「スマートでスリムな行政運営」を確立することであり、具体的には、以下の姿が実現した状態を想定します。

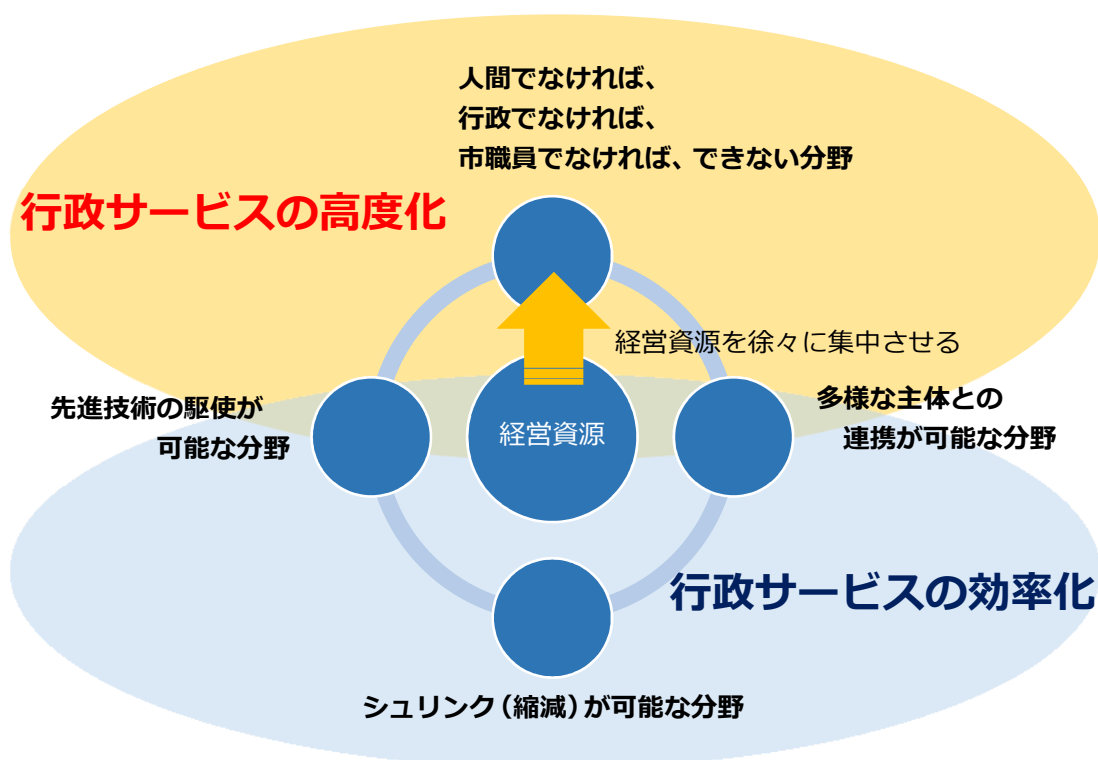
- (1) 民間企業など多様な主体と連携し、行政サービスが提供されている。
- (2) 単純な作業はA IやR P A※5などが担っている。
- (3) 必要性の低下した事業やサービスは、極力スリムになっている。
- (4) 先進技術を使いこなし、行政サービスを提供している。

※5 R P A : Robotic Process Automation、パソコンのキーボードやマウス操作などをロボット（ソフトウェア）が自動で行うシステムのこと。単純作業の効率化に効果があり、官民問わず導入が進んでいる。

－ スマートでスリムな行政運営の先に －

スマートでスリムな行政運営が実現すると、その結果として、人間でなければ、行政でなければ、市職員でなければできない分野にヒト・モノ・カネ・時間といった経営資源を集中的に投資することができるようになります。

それにより、高度で魅力的な行政サービスを提供することが可能になり、さらなる岡崎市の発展と持続可能な行政運営の実現を目指します。



4 改革の視点

次の視点を常に意識し、行財政改革に取り組みます。

(1) 市民の視点に立ち、質の高いサービスを提供する行政

市は、多様化する市民ニーズを的確に把握し、それにこたえたサービスを提供する責務があるため、常に、市民の視点に立ち、より良いサービスを求め、市民にとって真に必要な質の高いサービスを提供します。

(2) 公正の確保及び透明性の向上に努め、市民に開かれた行政

市民へ様々なツールを活用して、公正を確保しつつ市政情報を提供し、透明性の向上に努めます。また、市民の意見・意向を的確に反映できるよう各種制度を適切に運用し、市民に開かれた行政を推進します。

(3) コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政

最少の経費で最大の効果を挙げることは行財政運営の基本原則※6 であるため、コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政を推進します。

※6 「行財政運営の基本原則」：地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しており、地方公共団体の事務処理に当たっての基本原則である。

5 改革の4つの戦略

行財政改革の推進に当たっては、「市民の視点に立ち、質の高いサービスを提供する行政」、「公正の確保及び透明性の向上に努め、市民に開かれた行政」、「コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政」の3つの視点に基づき、次の4つの戦略に体系化します。

(1) 多様な主体との連携

行政と市民、NPO、企業、大学などの多様な主体が市政情報を活用するなど協働してまちづくりを担う仕組みを構築することにより、民間の活力やノウハウを活かした持続可能で良質なサービスを市民へ提供するとともに、公共領域の最適化による効率的な行財政運営を目指します。

また、経済社会生活圏の広域化に伴う近隣市町との連携調整を進め、広域行政による効率的な行財政運営を目指します。

ア 公民連携手法のさらなる進化（深化）

イ 他自治体との広域連携

ウ 多様な主体とのWin-Winな関係づくり（行政課題や行政情報の積極的な開示、対等な立場での積極的な対話、提案の募集など）

(2) 先進技術の駆使

A I やR P Aを始めとした先進技術を徹底的に駆使し、市民が行政手続等に費やす労力や時間の省力化・省時間化を目指すとともに、先進技術を活かした情報収集や情報分析により、行政サービスのさらなる高度化を図ります。

また、先進技術の活用による内部業務の効率化や人的コストの削減に取り組めます。

ア A I やR P Aの活用

イ 行政書類や行政手続のデジタル化

ウ 先進技術による内部業務支援

(3) 先を見た選択とシュリンク（縮減）

中長期的な視野に立ち、歳出の増加や公共施設の老朽化といった将来リスクを見据えて、歳入においては新たな財源の探求、また歳出においては事務事業や公共施設等の選択とシュリンク（縮減）をそれぞれ推し進め、将来世代へ負担を先送りしない、持続可能な行財政運営に取り組めます。

ア 廃止や縮減を含めた事務事業の見直し

イ 公共施設マネジメントの推進

ウ 行政書類や行政手続の簡素化

エ 内部業務の簡素化及び効率化

オ 歳入の確保

(4) Smart & Slim な人材の育成

行政課題に即応するため柔軟に組織の見直しを図るとともに、優秀な人材の確保に努めます。また、職員が積極的に自己啓発に努め、それにより得られた資格や経験などを基に、その能力をフルに発揮できるよう、柔軟な人事異動や働き方、またオフィス改革等を推進するとともに、(1)から(3)までの戦略を実践できるチャレンジ精神に溢れた創造的な人材の育成を進めることにより、市民ニーズに対して感度の高い、市民の声に寄り添った行財政運営を行います。

ア 組織の見直し

イ 人材の確保

ウ 柔軟な働き方の推進

エ オフィス改革及び職場環境の改善

オ 人材の育成

6 改革の進め方

(1) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

(2) 推進方法

ア 計画期間内で成果を上げるため、本大綱に基づく年次ごとの推進計画を策定し、計画的に行財政改革を推進します。

イ 推進計画の目標値は、できるだけわかりやすい指標を用いるものとし、進捗管理を行い、毎年度実績を公表します。

(3) 推進体制

ア 市長を本部長とする「岡崎市行財政改革推進本部」を中心に、行財政改革を積極的に推進します。

イ 学識経験者、市民公募委員等で構成される「岡崎市行財政調査会」の意見を踏まえて、行財政改革を推進します。

- 岡崎市行財政改革大綱 -

岡崎市財務部行政経営課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地

Tel : 0564-23-6502

E-mail : gyosei@city.okazaki.lg.jp